

日中活動系サービスをご利用の方へ

日中活動系サービスの重複利用のご注意

平素より、障害福祉サービスの適切なご利用にご協力いただきありがとうございます。
さて、江戸川区では、サービスの適切な利用、給付に努めておりますが、日中活動系サービスについて、一部適切とは言えない利用となるケースが見られます。
つきましては、下記を参照のうえ、適切なサービス利用につきまして、ご理解ご協力のほどお願いいたします。

記

同じ日に、2つ以上の事業所の日中活動系サービスは利用できません。

【このような利用はできません】

(例) 児童の場合

児童発達支援は、2事業所以上の同日利用はできません。

放課後等デイサービスは、2事業所以上の同日利用はできません。

(例) 障害者の場合

生活介護、就労継続支援(A型、B型)、就労移行支援、自立訓練等は、2事業所以上の同日利用はできません。

なお、地域活動支援センター 型(トワイライト)との同日利用については問題ありません。

一日に利用できる事業所は1か所だけです。

同じ日に、事前に、2か所(以上)の事業所に予約を入れることも避けてください。
利用取り消しのご連絡が直前(利用予定日から3日以内)の場合(以下の例参照)、ご利用事業所、または利用取り消しをした事業所のいずれかにご迷惑をかけることとなってしまいます。

(例) A事業所とB事業所に事前に利用予約を入れて、実際にはA事業所のみを利用した場合】

- ・A事業所からは区に、通常の利用の請求をします。
- ・B事業所も区に、欠席時の対応をしたという請求をします。
- ・この場合、同じ日に2つの事業所を利用する計画そのものがありえないため、A事業所、またはB事業所のいずれかの事業所の請求に対してのみ支払をすることとなります(実際は、いずれかの事業所に請求を取り下げさせていただいております)。

【今後、上記のような不適切なサービス利用があった場合、区として以下の対応を徹底します。】

サービス等利用計画・障害児支援計画(週間計画表)にて事前に利用が決められている事業所の請求に対してのみ支払うこととします。

結果、事前に利用予定の計画となっていない事業所にご迷惑、不利益を与えることとならないようくれぐれもご留意ください。よろしく申し上げます。

(問い合わせ先)

江戸川区障害者福祉課身体障害者相談係

電話 5662-0052

江戸川区障害者福祉課愛の手帳相談係

電話 5662-0053

日中活動系サービス事業所 様
相談支援事業所 様

日中活動系サービスの重複利用のご注意

平素より、障害福祉サービスの運営にご協力いただきありがとうございます。

さて、江戸川区では、サービスの適切な利用、給付に努めておりますが、日中活動系サービスについて、一部適切とは言えない利用となるケースが見られます。

つきましては、下記を参照のうえ、適切なサービス利用につきまして、ご理解ご協力のほどお願いいたします。

記

日中活動系サービスの利用者の方へは、「同じ日に、2つ以上の事業所の日中活動系サービスは利用できません。」と、区より受給者証発行の際に注意を促しております。

しかしながら、以下のような事例が毎月数件発生しております。

(例1) 同じ日に、2つの事業所のサービスを利用(例えば、午前と午後)してしまったケース

(例2) 事前に、2つの事業所に予約を入れて、1つの事業所への利用取り消しの連絡が直前(利用予定日から3日以内)となってしまったケース

この場合も、利用取り消しの(連絡の)あった事業所も、「欠席時対応加算」が請求できるため、同じ日に2つの事業所を利用したこととなってしまいます。

今までは、このような場合(例1、例2とも)関わりのあった2事業所で確認していただき、どちらかの事業所に請求を取り下げただけで済んでおりました。

今後(平成28年10月利用分以降)このような不適切なサービス利用を改善するため、区として以下の対応を徹底いたしますのでご理解ご協力をお願いします。

日中活動系サービスの利用者の方へは、2つ以上の事業所への利用予約を入れることは避けていただくことも含めお願いしますが、実際に2つ(以上)の事業所をご利用された場合、または、誤って予約が重なってしまい2つの事業所より請求があった場合には、



サービス等利用計画・障害児支援計画(週間計画表)にて事前に利用が決められている事業所の請求に対してのみ支払うこととします。

日中活動系サービス事業者の皆様は、利用予約時に事前の利用予定(計画相談の週間計画表)をご確認ください。予定されていない利用者からの予約は受けられないようご注意ください。誤って受け付けての請求はお受けできません。

相談支援事業所の皆様は、サービス担当者会議等で予め関係する日中活動系サービス事業所にご連絡ください。

(問い合わせ先)

江戸川区障害者福祉課身体障害者相談係

電話 5662-0052

江戸川区障害者福祉課愛の手帳相談係

電話 5662-0053

江戸川区保健予防課精神保健係

電話 5661-2465